

令和 8年度

業務設計書（公示用）

業務名： 下水道管路施設耐震診断調査業務その1

---

令和 8年 5月 単価適用

下水道河川局 事業推進部 管路保全課

# 業務説明書

1. 概要
- |       |                     |         |
|-------|---------------------|---------|
| 対象施設  |                     |         |
| 管径    | 2,400 mm            |         |
|       | ※矩形管については診断箇所一覧表を参照 |         |
| 円形管   | 推進工法                | 273 m   |
| 矩形管   | 現場打ち                | 6,164 m |
| マンホール |                     | 112 箇所  |
- 設計条件及び補正等に係る項目は、別添「設計条件項目表」のとおり。
2. 場所
- 別添「診断箇所一覧表」による。
3. 期間
- 契約締結日から令和9年2月26日まで
4. 位置図
- 別添による。(位置図2枚)
5. 仕様書
- 別添「管路施設耐震診断調査業務 標準仕様書」による。
6. 特記仕様書
-

( )	業務名	下水道管路施設耐震診断調査業務その1
-----	-----	--------------------

1. 積算金額

区 分		設計金額 (円)
業 務 委 託 費		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税相当額	

設計条件項目表

項 目		設 計 条 件
工 期		契約締結日から令和9年2月26日まで
場 所		診断箇所一覧表による
報告書作成		<input checked="" type="checkbox"/> 有 無
設 計 協 議		中間打合せ 2回
詳細診断	延 長	円形管（推進工法） 273 m 矩形管（現場打ち） 6,164 m
	調 査 対 象 管 路	雨水・汚水共、 <input checked="" type="checkbox"/> 合流のみ <input checked="" type="checkbox"/> 汚水のみ 雨水のみ
	管 路 電 子 化 情 報	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無
	特 殊 構 造 物	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無 特殊マンホール（3基） マンホール形式ポンプ場（2次製品）（ 基） マンホール形式ポンプ場（現場打ち）（ 基） 吐口 その他（98基）
	耐 震 計 算	<input checked="" type="checkbox"/> （応答変位法） 無 レベル1地震動 <input checked="" type="checkbox"/> レベル1及び2地震動
	耐 震 診 断 密 度	標準 <input checked="" type="checkbox"/> 標準以外（102断面）
	管渠の診断を伴わない マ ン ホ ー ル	0 基
	調査対象管路の布設 工 法 及 び 管 径	管径 2,400mm ※矩形管については 診断箇所一覧表を参照 工法 開削工法 推進工法

なお、中間打合せは、「条件設定」、「耐震補強必要箇所の抽出」の2回とする。

また、耐震計算の際には対象管路に応じて許容値の設定を確認すること。（旧規格管等）

## 診断箇所一覧表（管渠）

No.	上流人孔番号	下流人孔番号	管径	延長	管渠材質	排水区分	施工方法判定	所在地区	住所
P-1	090820007	090820800	3100×3100	21.41	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	大通西1 5丁目
P-2	090820800	090820802	3100×3100	92	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	大通西1 5丁目
P-3	090820802	090820803	3100×3100	8	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	大通西1 4丁目
P-4	090820803	090820804	3100×3100	60	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	大通西1 4丁目
P-5	090820804	090820126	3100×3100	41.95	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	大通西1 4丁目
P-6	090820126	090820806	3100×3100	17.4	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	大通西1 4丁目
P-7	090820806	090820171	3100×3100	57	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	大通西1 4丁目
P-8	090820171	090820877	3100×3100	12	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	大通西1 4丁目
P-9	090820877	090820807	3100×3100	28.55	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	大通西1 3丁目
P-10	090820807	090911804	3100×3100	27.98	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	大通西1 3丁目
P-11	090911804	090911008	3100×3100	20.97	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	大通西1 3丁目
P-12	090911008	090911802	3100×3100	39	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	大通西1 3丁目
P-13	090911802	090911009	3100×3100	10.15	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	大通西1 3丁目
P-14	090911009	090911169	3100×3100	12	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	大通西1 1丁目
P-15	090911169	090815803	3100×3100	47.24	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北1条西1 3丁目
P-16	090815803	090815802	4200×2520	75.76	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北1条西1 3丁目
P-17	090815802	090815801	4200×2520	27.89	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北1条西1 3丁目
P-18	090815801	090815800	4200×2520	54	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北1条西1 3丁目
P-19	090815800	090810805	4200×2520	32.83	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北2条西1 3丁目
P-20	090810805	090810804	4200×2520	24	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北2条西1 3丁目
P-21	090810804	090810803	4200×2520	61.28	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北3条西1 3丁目
P-22	090810802	090810801	4200×2520	16.92	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北3条西1 3丁目
P-23	090810801	090810800	4200×2520	76.2	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北3条西1 3丁目
P-24	090810800	090805800	4200×2520	108.8	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北4条西1 3丁目
P-25	090805800	090805167	4200×2520	20.7	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北4条西1 3丁目
P-26	090805167	090805804	4600×2760	54.3	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北5条西1 3丁目
P-27	090805804	090805806	4600×2760	72	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北5条西1 3丁目
P-28	090805803	080825800	4600×2760	110.39	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北6条西1 3丁目
P-29	080825800	090805802	4600×2760	95.86	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北7条西1 3丁目
P-30	090805802	090805801	4600×2760	37.88	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北6条西1 4丁目
P-31	090805801	090804801	4600×2760	182.1	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北7条西1 4丁目
P-32	090804801	090804800	4600×2760	37	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北7条西1 5丁目
P-33	090804800	080824801	4600×2760	59.63	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北7条西1 5丁目
P-34	080824801	080824800	4600×2760	191.03	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北7条西1 6丁目
P-35	080824800	080824108	4600×2760	90	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北9条西1 6丁目

## 診断箇所一覧表（管渠）

No.	上流人孔番号	下流人孔番号	管径	延長	管渠材質	排水区分	施工方法判定	所在地区	住所
P-36	080819051	080819802	4600×2760	56	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北11条西16丁目
P-37	080819802	080819801	4600×2760	39	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北11条西16丁目
P-38	080819801	080819800	4600×2760	2.6	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北11条西15丁目
P-39	080819800	080814063	4600×2760	70.9	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北11条西15丁目
P-40	080814063	080814015	4600×2760	28.5	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北12条西16丁目
P-41	080814015	080814059	4600×2760	81.5	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北12条西16丁目
P-42	080814059	080814801	4600×2760	15.3	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北13条西16丁目
P-43	080814801	080814800	4600×2760	78.2	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北13条西16丁目
P-44	080814800	080814803	4600×2760	46	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北13条西16丁目
P-45	080814803	080809807	4600×2760	57.5	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北13条西16丁目
P-46	080809807	080809800	4600×2760	96.5	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北13条西16丁目
P-47	080809800	080809805	4600×2760	9.5	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北16条西16丁目
P-48	080809805	080809055	4600×2760	20.5	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北16条西16丁目
P-49	080809055	080804801	4600×2760	165	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北16条西16丁目
P-50	080804801	080804064	4600×2760	11.5	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北16条西16丁目
P-51	080804064	080804800	4600×2760	188.5	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北16条西16丁目
P-52	080804800	080804053	4600×2760	25	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北16条西16丁目
P-53	080804053	070824805	4600×2760	148.8	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北16条西16丁目
P-54	070824805	070824073	4600×2760	1.6	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北16条西16丁目
P-55	070824073	070824800	4600×2760	48	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北16条西16丁目
P-56	070824800	070824071	4600×2760	10	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北20条西15丁目
P-57	070824071	070824801	4600×2760	163	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北16条西16丁目
P-58	070824801	070819803	4600×2760	52	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北20条西15丁目
P-59	070819803	070819058	4600×2760	78.2	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北21条西15丁目
P-60	070819058	070819802	4600×2760	63.4	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北21条西15丁目
P-61	070819802	070819801	4600×2760	26.5	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北22条西15丁目
P-62	070819801	070819800	4600×2760	70.5	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北22条西15丁目
P-63	070819800	070814022	4600×2760	65.5	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北22条西15丁目
P-64	070814022	070814026	2300×2070	30.9	R C構造（現場打ち）	汚水	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北22条西15丁目
P-65	070814026	070814025	3200×1600	28.17	R C構造（現場打ち）	汚水	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北22条西15丁目
P-66	070813164	070813165	2300×2070	12	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	西区	八軒10条東5丁目
P-67	070813166	070813803	2300×2070	51.28	R C構造（現場打ち）	汚水	開削（ボックス・開きよ）	西区	八軒10条東5丁目
P-68	070813803	070813103	2300×2070	90	R C構造（現場打ち）	汚水	開削（ボックス・開きよ）	西区	八軒10条東4丁目
P-69	070813103	070813800	2300×2070	70	R C構造（現場打ち）	汚水	開削（ボックス・開きよ）	西区	八軒10条東4丁目
P-70	070813800	070808070	2300×2070	130	R C構造（現場打ち）	汚水	開削（ボックス・開きよ）	西区	八軒10条東3丁目

## 診断箇所一覧表（管渠）

No.	上流人孔番号	下流人孔番号	管径	延長	管渠材質	排水区分	施工方法判定	所在地区	住所
P-71	070808070	070808800	2300×2070	30	R C構造（現場打ち）	汚水	開削（ボックス・開きよ）	西区	八軒10条東3丁目
P-72	070808800	070807154	2300×2070	170	R C構造（現場打ち）	汚水	開削（ボックス・開きよ）	西区	八軒10条東2丁目
P-73	070807154	070807800	2300×2070	10	R C構造（現場打ち）	汚水	開削（ボックス・開きよ）	西区	八軒10条東1丁目
P-74	070807800	070802800	2400	198.92	遠心力鉄筋コンクリート管（推進管）（推進用中押管）（推進用特厚管）	汚水	推進（中大口径）	西区	八軒10条東1丁目
P-75	070802800	070802064	2400	74.13	遠心力鉄筋コンクリート管（推進管）（推進用中押管）（推進用特厚管）	汚水	推進（中大口径）	西区	八軒10条東1丁目
P-76	060821167	060821804	2300×2070	10	R C構造（現場打ち）	汚水	開削（ボックス・開きよ）	西区	八軒10条西2丁目
P-77	060821804	060821059	2300×2070	249.5	R C構造（現場打ち）	汚水	開削（ボックス・開きよ）	西区	八軒10条西3丁目
P-78	060821059	060821800	2300×2070	0.8	R C構造（現場打ち）	汚水	開削（ボックス・開きよ）	西区	八軒10条西4丁目
P-79	060821800	060816801	2300×2070	160	R C構造（現場打ち）	汚水	開削（ボックス・開きよ）	西区	八軒10条西4丁目
P-80	060816801	060720800	2300×2070	149.75	R C構造（現場打ち）	汚水	開削（ボックス・開きよ）	西区	八軒10条西6丁目
P-81	060720800	060720156	2300×2070	15.85	R C構造（現場打ち）	汚水	開削（ボックス・開きよ）	西区	八軒10条西6丁目
P-82	080820801	080815054	2400×2160	143.53	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北11条西13丁目
P-83	080815054	080815103	2400×2160	32	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北11条西13丁目
P-84	080815103	080815805	2400×2160	11.42	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北11条西13丁目
P-85	080815805	080815052	2400×2160	40.58	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北11条西14丁目
P-86	080815052	080815803	2400×2160	104	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北11条西14丁目
P-87	080815803	080815802	2400×2160	17.05	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北11条西14丁目
P-88	080815802	080815005	2700×2430	3	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北11条西14丁目
P-89	080815005	080815800	2700×2430	95.04	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北11条西14丁目
P-90	080815800	080809802	2700×2430	110	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北14条西13丁目
P-91	080809802	080809159	2700×2430	34	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北14条西15丁目
P-92	080809159	080809004	2700×2430	42	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北14条西15丁目
P-93	080809004	080809003	2700×2430	88	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北15条西15丁目
P-94	080809003	080809152	2700×2430	67	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北15条西15丁目
P-95	080809152	080804111	2700×2430	91	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北16条西15丁目
P-96	080804111	080804101	2700×2430	211.5	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北17条西15丁目
P-97	070824804	070824072	2700×2480	16.4	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北16条西16丁目
P-98	070824072	070824803	2700×2700	5	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北16条西16丁目
P-99	070819007	070819027	2700×2700	75.6	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北16条西16丁目
P-100	070819027	070819805	2700×2700	62.2	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北22条西15丁目
P-101	070819805	070819066	2700×2700	23.54	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北22条西15丁目
P-102	070814803	070814022	2700×2700	39	R C構造（現場打ち）	合流	開削（ボックス・開きよ）	中央区	北22条西15丁目

## 診断箇所一覧表（人孔）

No.	人孔番号	人孔種別	地盤高(m)	人孔深(m)	所在地区	住所
M-1	090820007	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	18.32	6.17	中央区	大通西1 5丁目
M-2	090820800	仮想マンホール（ダミーマンホール）	18.25	0	中央区	大通西1 5丁目
M-3	090820802	仮想マンホール（ダミーマンホール）	17.53	0	中央区	大通西1 4丁目
M-4	090820803	仮想マンホール（ダミーマンホール）	17.52	0	中央区	大通西1 4丁目
M-5	090820804	仮想マンホール（ダミーマンホール）	17.68	0	中央区	大通西1 4丁目
M-6	090820126	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	17.75	7.29	中央区	大通西1 4丁目
M-7	090820806	仮想マンホール（ダミーマンホール）	17.95	0	中央区	大通西1 4丁目
M-8	090820171	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	17.78	7.38	中央区	大通西1 4丁目
M-9	090820877	仮想マンホール（ダミーマンホール）	17.79	0	中央区	大通西1 3丁目
M-10	090820807	仮想マンホール（ダミーマンホール）	17.85	0	中央区	大通西1 3丁目
M-11	090911804	仮想マンホール（ダミーマンホール）	17.75	0	中央区	大通西1 3丁目
M-12	090911008	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	17.68	7.35	中央区	大通西1 3丁目
M-13	090911802	仮想マンホール（ダミーマンホール）	17.39	0	中央区	大通西1 3丁目
M-14	090911009	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	17.22	6.93	中央区	大通西1 1丁目
M-15	090911169	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	17.18	6.9	中央区	北1条西1 3丁目
M-16	090815803	仮想マンホール（ダミーマンホール）	16.8	0	中央区	北1条西1 3丁目
M-17	090815802	仮想マンホール（ダミーマンホール）	16.85	0	中央区	北1条西1 3丁目
M-18	090815801	仮想マンホール（ダミーマンホール）	16.9	0	中央区	北1条西1 3丁目
M-19	090815800	仮想マンホール（ダミーマンホール）	16.8	0	中央区	北2条西1 3丁目
M-20	090810805	仮想マンホール（ダミーマンホール）	16.25	0	中央区	北2条西1 3丁目
M-21	090810804	仮想マンホール（ダミーマンホール）	15.9	0	中央区	北3条西1 3丁目
M-22	090810803	仮想マンホール（ダミーマンホール）	15.58	0	中央区	北3条西1 3丁目
M-23	090810802	仮想マンホール（ダミーマンホール）	15.46	0	中央区	北3条西1 3丁目
M-24	090810801	仮想マンホール（ダミーマンホール）	15.41	0	中央区	北3条西1 3丁目
M-25	090810800	仮想マンホール（ダミーマンホール）	15.13	0	中央区	北4条西1 3丁目
M-26	090805800	仮想マンホール（ダミーマンホール）	14.9	0	中央区	北4条西1 3丁目
M-27	090805167	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	14.86	6.51	中央区	北5条西1 3丁目
M-28	090805804	仮想マンホール（ダミーマンホール）	14.44	0	中央区	北5条西1 3丁目
M-29	090805806	仮想マンホール（ダミーマンホール）	14.36	0	中央区	北5条西1 3丁目
M-30	090805803	仮想マンホール（ダミーマンホール）	14.2	0	中央区	北6条西1 3丁目
M-31	080825800	仮想マンホール（ダミーマンホール）	14.2	0	中央区	北7条西1 3丁目
M-32	090805802	仮想マンホール（ダミーマンホール）	13.75	0	中央区	北6条西1 4丁目
M-33	090805801	仮想マンホール（ダミーマンホール）	13.9	0	中央区	北7条西1 4丁目
M-34	090804801	仮想マンホール（ダミーマンホール）	14.2	0	中央区	北7条西1 5丁目
M-35	090804800	仮想マンホール（ダミーマンホール）	13.7	0	中央区	北7条西1 5丁目

## 診断箇所一覧表（人孔）

No.	人孔番号	人孔種別	地盤高(m)	人孔深(m)	所在地区	住所
M-36	080824801	仮想マンホール（ダミーマンホール）	13.7	0	中央区	北7条西16丁目
M-37	080824800	仮想マンホール（ダミーマンホール）	13.7	0	中央区	北9条西16丁目
M-38	080824108	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	13.6	5.99	中央区	北9条西16丁目
M-39	080819051	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	13.35	5.87	中央区	北11条西16丁目
M-40	080819802	仮想マンホール（ダミーマンホール）	13.25	0	中央区	北11条西16丁目
M-41	080819801	仮想マンホール（ダミーマンホール）	13.3	0	中央区	北11条西15丁目
M-42	080819800	仮想マンホール（ダミーマンホール）	13.27	0	中央区	北11条西15丁目
M-43	080814063	1号型マンホール	13.16	5.81	中央区	北12条西16丁目
M-44	080814015	1号型マンホール	13.1	7.33	中央区	北12条西16丁目
M-45	080814059	1号型マンホール	13	5.73	中央区	北13条西16丁目
M-46	080814801	仮想マンホール（ダミーマンホール）	12.8	0	中央区	北13条西16丁目
M-47	080814800	仮想マンホール（ダミーマンホール）	12.4	0	中央区	北13条西16丁目
M-48	080814803	仮想マンホール（ダミーマンホール）	12.11	0	中央区	北13条西16丁目
M-49	080809807	仮想マンホール（ダミーマンホール）	12.1	0	中央区	北13条西16丁目
M-50	080809800	仮想マンホール（ダミーマンホール）	12.3	0	中央区	北16条西16丁目
M-51	080809805	仮想マンホール（ダミーマンホール）	12.5	0	中央区	北16条西16丁目
M-52	080809055	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	11.82	4.79	中央区	北16条西16丁目
M-53	080804801	仮想マンホール（ダミーマンホール）	12.54	0	中央区	北16条西16丁目
M-54	080804064	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	12.54	5.64	中央区	北16条西16丁目
M-55	080804800	仮想マンホール（ダミーマンホール）	12.5	0	中央区	北16条西16丁目
M-56	080804053	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	11.65	4.91	中央区	北16条西16丁目
M-57	070824805	仮想マンホール（ダミーマンホール）	11.26	0	中央区	北16条西16丁目
M-58	070824073	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	11.26	5.01	中央区	北16条西16丁目
M-59	070824800	仮想マンホール（ダミーマンホール）	11.1	0	中央区	北20条西15丁目
M-60	070824071	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	11.1	4.88	中央区	北16条西16丁目
M-61	070824801	仮想マンホール（ダミーマンホール）	10.2	0	中央区	北20条西15丁目
M-62	070819803	仮想マンホール（ダミーマンホール）	10.63	0	中央区	北21条西15丁目
M-63	070819058	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	10.57	4.57	中央区	北21条西15丁目
M-64	070819802	仮想マンホール（ダミーマンホール）	10.6	0	中央区	北22条西15丁目
M-65	070819801	仮想マンホール（ダミーマンホール）	10.67	0	中央区	北22条西15丁目
M-66	070819800	仮想マンホール（ダミーマンホール）	10.6	0	中央区	北22条西15丁目
M-67	070814022	雨水吐室（特殊マンホール）	11.7	7.63	北区	北22条西15丁目
M-68	070814026	7号型マンホール	12.4	8.79	北区	北22条西15丁目
M-69	070814025	7号型マンホール	12.42	8.85	西区	八軒10条東5丁目
M-70	070813164	7号型マンホール	12.25	8.78	西区	八軒10条東5丁目

## 診断箇所一覧表（人孔）

No.	人孔番号	人孔種別	地盤高(m)	人孔深(m)	所在地区	住所
M-71	070813165	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	12.22	8.77	西区	八軒10条東5丁目
M-72	070813166	7号型マンホール	12.3	8.95	西区	八軒10条東5丁目
M-73	070813803	仮想マンホール（ダミーマンホール）	11.6	0	西区	八軒10条東4丁目
M-74	070813103	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	11.14	7.99	西区	八軒10条東4丁目
M-75	070813800	仮想マンホール（ダミーマンホール）	11.33	0	西区	八軒10条東3丁目
M-76	070808070	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	11.3	8.43	西区	八軒10条東3丁目
M-77	070808800	仮想マンホール（ダミーマンホール）	11.32	0	西区	八軒10条東2丁目
M-78	070807154	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	10.01	7.42	西区	八軒10条東1丁目
M-79	070807800	仮想マンホール（ダミーマンホール）	10.44	0	西区	八軒10条東1丁目
M-80	070802800	仮想マンホール（ダミーマンホール）	9.76	0	西区	八軒10条東1丁目
M-81	070802064	特殊6号型マンホール	10.21	8.17	西区	八軒10条西1丁目
M-82	060821167	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	9.08	7.47	西区	八軒10条西2丁目
M-83	060821804	仮想マンホール（ダミーマンホール）	9.1	0	西区	八軒10条西3丁目
M-84	060821059	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	9.34	8.09	西区	八軒10条西4丁目
M-85	060821800	仮想マンホール（ダミーマンホール）	9.34	0	西区	八軒10条西4丁目
M-86	060816801	仮想マンホール（ダミーマンホール）	9.11	0	西区	八軒10条西6丁目
M-87	060720800	仮想マンホール（ダミーマンホール）	8.2	0	西区	八軒10条西6丁目
M-88	060720156	6号型マンホール	9.3	8.55	西区	八軒9条西7丁目
M-89	080820801	仮想マンホール（ダミーマンホール）	12.8	0	中央区	北11条西13丁目
M-90	080815054	特殊1号型マンホール	12.66	5.41	中央区	北11条西13丁目
M-91	080815103	1号型マンホール	12.8	5.6	中央区	北11条西13丁目
M-92	080815805	仮想マンホール（ダミーマンホール）	12.36	0	中央区	北11条西14丁目
M-93	080815052	1号型マンホール	12.49	5.24	中央区	北11条西14丁目
M-94	080815803	仮想マンホール（ダミーマンホール）	12.3	0	中央区	北11条西14丁目
M-95	080815802	仮想マンホール（ダミーマンホール）	12.2	0	中央区	北11条西14丁目
M-96	080815005	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	12.24	5.1	中央区	北11条西14丁目
M-97	080815800	仮想マンホール（ダミーマンホール）	12.1	0	中央区	北14条西13丁目
M-98	080809802	仮想マンホール（ダミーマンホール）	12.24	0	中央区	北14条西15丁目
M-99	080809159	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	12.33	5.4	中央区	北14条西15丁目
M-100	080809004	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	11.91	3.53	中央区	北15条西15丁目
M-101	080809003	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	11.54	2.64	中央区	北15条西15丁目
M-102	080809152	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	10.89	4.14	中央区	北16条西15丁目
M-103	080804111	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	11.05	4.19	中央区	北17条西15丁目
M-104	080804101	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	11.62	5.16	中央区	北18条西15丁目
M-105	070824804	仮想マンホール（ダミーマンホール）	11.51	0	中央区	北16条西16丁目

## 診断箇所一覧表（人孔）

No.	人孔番号	人孔種別	地盤高(m)	人孔深(m)	所在地区	住所
M-106	070824072	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	11.2	4.82	中央区	北16条西16丁目
M-107	070824803	仮想マンホール（ダミーマンホール）	11.17	0	中央区	北16条西16丁目
M-108	070819007	1号型マンホール（組立式円型）	10.47	4.5	中央区	北16条西16丁目
M-109	070819027	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	10.33	4.27	中央区	北22条西15丁目
M-110	070819805	仮想マンホール（ダミーマンホール）	11.02	0	中央区	北22条西15丁目
M-111	070819066	その他のマンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	11.05	5.07	中央区	北22条西15丁目
M-112	070814803	仮想マンホール（ダミーマンホール）	11.7	0	西区	八軒10条東5丁目

## 管路施設耐震診断調査業務 標準仕様書

### 第1章 総則

#### 1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、本仕様書に基づいて、診断箇所一覧表に示す委託対象地域について、現状を把握したうえで、管きょ及び付帯構造物等の耐震性能を評価し、耐震化の必要性について調査診断を行うとともに、耐震性能が不足すると評価された施設について、補強すべき具体的な部位を抽出し、整理することを目的とする。

#### 1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い履行しなければならない。

#### 1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

#### 1.4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

#### 1.5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

#### 1.6 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

#### 1.7 公益確保の責務

受託者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

#### 1.8 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって、契約書に定めるもののほか、下記の書類を作成し、速やかに札幌市（以下「本市」という。）に提出しなければならない。提出に用いる様式については、担当職員の指示による。

##### (1) 着手時

- 1) 業務着手届
- 2) 主任技術者等指定通知書

※次の書類を含む

- ①技術者等経歴書
- ②技術者と受託者の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）
- ③資格要件を証明する書類の写し

- 3) 業務日程表

- (2) 業務実施中
  - 1) 業務計画書
- (3) 完了時
  - 1) 業務完了届
  - 2) 成果品目録

なお、承認された事項を変更しようとするときには、そのつど承認を受けるものとする。

#### 1.9 主任技術者及び照査技術者

- (1) 受託者は、主任技術者及び照査技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、別紙に示す資格要件を満たす者を配置しなければならない。
- (2) 主任技術者及び照査技術者の氏名、その他必要な事項を業務計画書に記載しなければならない。
- (3) 主任技術者は照査技術者を兼ねることはできない。
- (4) 主任技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (5) 受託者は、業務の進捗を図るため、必要な技術者を配置しなければならない。

#### 1.10 担当職員

- (1) 本市は、業務における担当職員を定め、受託者に通知するものとする。
- (2) 担当職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- (3) 契約書の規定に基づき、本市が担当職員に委任した権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合など、担当職員が受託者に対し口頭による指示等を行った場合には、受託者はその指示等に従うものとし、後日書面により担当職員と受託者の両者が指示内容を確認するものとする。

#### 1.11 工程管理

受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

#### 1.12 成果品の審査及び納品

- (1) 受託者は、成果品完成後に本市の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、本市の検査員の検査を受けなければならない。
- (4) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の契約不適合が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

#### 1.13 関係官公庁との協議

受託者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

#### 1.14 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

#### 1.15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、本市、受託者協議の上、これを定める。

### 第2章 調査

#### 2.1 資料収集

詳細診断業務においては、耐震計算に必要な資料を収集しなければならない。業務上必要な管路資料、地盤資料、防災・利水資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公庁、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

##### (1) 管路資料

下水道台帳、竣工図書、設計図書及び老朽度調査記録等に基づき、管きょ諸元の整理及び構造諸元・埋設環境の整理をしなければならない。

##### (2) 地盤資料

土質調査資料、広域地質図等に基づき、地盤諸元を整理しなければならない。地質データを収集する場合は、本市より該当地域の地質データの提供を受けること。

##### (3) 防災・利水資料

過去の地震被害・浸水被害状況、地域防災計画及び水道水源・農業用水等の利水状況を調査しなければならない。

##### (4) その他関連資料

地下埋設物台帳及びその他支障物件、管きょ改築更新事業計画、合流改善対策事業計画、浸水対策事業計画、下水道総合地震対策計画等の関連資料ならびにその他必要な資料を収集し、確認しなければならない。

#### 2.2 現地踏査

設計図書に示された調査対象区間について踏査し、地勢、土地利用、道路状況、水路状況、支障物件等現地を十分に把握しなければならない。

#### 2.3 現地作業

耐震計算を行うマンホールについて管口および直近の管継手部を含む内部の目視観察、構造・寸法の測定を行い、また流量等の状況を確認しなければならない。確認した内容は本市へ報告し、その際の様式については担当職員と協議すること。

ただし管きょの計算を伴わないマンホールの調査については構造・寸法の測定を行うのみとし、管口や直近の管継手部を含む目視観察は行わなくてよいものとする。

また、マンホール調査の作業時間帯については、対象箇所の上り下りや交通状況を考慮し、

発注者においてあらかじめ昼間および夜間作業の箇所数を想定している。

受託者は、現地踏査等の結果に基づき、想定されている数量に増減が生じた場合は、具体的な作業時間帯（昼間・夜間）および必要な交通規制方法を整理した「現地調査計画書（または作業計画書）」を作成し、担当職員と別途協議すること。

### 第3章 耐震診断調査等一般

#### 3.1 打合せ

- (1) 業務の実施に当たって、受託者は本市と密な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 耐震診断調査業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、受託者と本市は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

#### 3.2 調査基準等

調査に当たっては、本市が指示する図書及び本仕様書第7章参考図書に基づき、調査を行う上で、その基準となる事項について本市と協議の上、定めるものとする。

#### 3.3 調査上の疑義

調査上疑義が生じた場合は、本市との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

#### 3.4 調査の資料

耐震診断調査における評価、計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

#### 3.5 事業計画図書等の確認

受託者は、第2章調査の各項の調査等に併せて、調査対象区間にかかる事業計画図書、下水道総合地震対策計画図書の確認をしなければならない。

#### 3.6 参考資料の貸与

本市は、業務に必要な防災計画図書、下水道事業計画図書、土質調査書、測量成果書、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、下水道標準構造図等の資料を所定の手続きによって貸与する。

#### 3.7 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

#### 3.8 耐震診断調査（詳細診断）

耐震診断調査（詳細診断）とは、耐震補強が必要な施設を判定するのに必要な資料の収集・整理、現地確認（目視）を行い、想定地震動に対する既設管きよの耐震計算を行い、耐震性能を定量的に評価する業務をいう。

## 第4章 耐震診断調査（詳細診断）

### 4.1 条件設定

耐震計算を実施するにあたり、基礎調査で収集した資料等に基づき施設諸元、地盤の特性、埋設条件等必要な条件を設定しなければならない。

### 4.2 耐震性能の定量的評価

管路資料、地盤資料、老朽度調査記録等のデータに基づき、管路施設の耐震計算を行い、耐震性能の定量的評価を行わなければならない。耐震計算は、原則として応答変位法により、下記の内容により行わなければならない。ただし管きよの計算を伴わないマンホールについてはマンホール本体の計算と浮き上がり計算のみ行うこと。

#### (1) レベル1の場合

液状化の判定、マンホールと管きよの接続部及び管きよと管きよの継手部の計算（地震動による屈曲角・拔出し量）、マンホール本体の計算。

#### (2) レベル1及びレベル2の場合

液状化の判定、マンホールと管きよの接続部及び管きよと管きよの継手部の計算（地震動による屈曲角・拔出し量及び地盤の永久ひずみによる拔出し量）、管きよ本体の計算、マンホール本体の計算、側方流動の検討、液状化層厚と沈下量（沈下に伴う屈曲角・拔出し量等）、地盤急変化部・急曲線等の特殊条件における計算、マンホールの浮き上がり計算、目地開口量の検討。

### 4.3 新指針適用に伴う管路施設の耐震計算

本業務における管路施設およびマンホールの耐震診断・設計は、「下水道施設の耐震対策指針と解説（2025年版）」（日本下水道協会）に基づき実施するものとする。積算にあたっては、「令和7年度版 下水道用設計標準歩掛表」（以下「R7版歩掛」という）を適用している。

業務履行中に「令和8年度版 下水道用設計標準歩掛表」（以下「R8版歩掛」という）が発刊され、新指針の適用に伴う作業量増分が反映された改定があった場合に限り、該当する作業項目について R8 版歩掛を適用し、設計変更の対象として取り扱うものとする。R8 版歩掛において、新指針の適用に伴う改定が行われなかった場合、または改定内容が本業務に該当しない場合は、原則として当初（R7 版歩掛の適用）の通りとする。

### 4.4 耐震補強必要箇所の抽出

耐震計算の結果、耐震性能が不足すると評価された施設については、補強すべき具体的部位を抽出し、整理しなければならない。

### 4.5 詳細診断調査図の作成

主要な調査図は、以下により作成することとし、図面完成時には、本市の承認を受けなければならない。

#### (1) 位置図

位置図（ $S=1/10,000\sim 1/30,000$ ）は、地形図に詳細調査区間を記入する。

## (2) 調査対象路線図

調査対象路線図 (S=2, 500) は、事業計画において作成した施設平面図に基づいて詳細調査区間の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、幹線・排水区又は処理区等の名称を記入する。

## (3) 耐震補強対策縦平面図

耐震補強対策縦平面図 (縦断 : S=1/100、平面 : S=1/500) は、施設平面図又は下水道台帳と同一記号を用いて、管きよの位置、区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、検討結果等を記入する。

## 4.6 報告書

報告書は、当該調査に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、位置、調査の目的、詳細診断の概要、基礎調査、耐震性能の定量的評価結果、耐震計算書等を集成するものとする。

## 第5章 照査

### 5.1 照査の目的

受託者は業務を履行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないように努めなければならない。

### 5.2 照査の体制

受託者は遺漏なき照査を実施するため、別紙に示す資格要件を満たす照査技術者を配置しなければならない。

### 5.3 照査事項

受託者は、下水道施設の耐震性向上の重要性を十分に認識し、調査全般にわたり、以下の示す事項について照査を実施しなければならない。

#### (1) 耐震診断 (詳細診断)

- 1) 基礎調査の内容の適切性
- 2) 耐震計算結果の妥当性

## 第6章 提出図書

### 6.1 提出図書

提出図書は次項により、提出しなければならない。

### 6.2 耐震診断調査関係提出図書 (詳細診断)

図書名	縮尺	形状寸法・提出部数
(1) 位置図	1/10,000~1/30,000	原図一式・白焼き2部
(2) 調査対象路線図	1/2,500	原図一式・白焼き2部
(3) 耐震補強対策平面図	1/500	原図一式・白焼き2部

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| (4) 成果品目録         | A4 判製本 2部 |
| (5) 報告書           | A4 判製本 2部 |
| (6) 打合せ議事録        | A4 判製本 2部 |
| (7) その他資料（下水道台帳他） | 原稿一式      |

### 6.3 成果品の提出方法

本業務においては、提出図書のほか、上記の内容を格納した成果品2部（正・副各1部）を電子媒体で提出するものとする。

電子媒体とそのデータの仕様等については下記のとおりとする。ただし、データの仕様については、下記によらず、国土交通省等で定める電子納品関係基準・要領に従い納品することができるものとする。

なお、詳細は業務着手時に担当職員と協議すること。

#### (1) 電子媒体の仕様及び格納するファイルの種類

媒体の仕様 : CDまたはDVD

媒体のラベル : 業務番号(契約年度(西暦下2桁) + 業務番号4桁 例: 260010)

業務名称 (例: 下水道管路施設耐震診断調査業務その〇)

完了年月 (例: 2026年〇月)

委託者名(課名) (例: 札幌市下水道河川局事業推進部管路保全課)

受託者名 (例: □□□□コンサルタント株式会社)

ウイルスチェックに関する情報 (詳細は(2)参照)

ファイルの種類: オリジナルファイル【必須】

(使用ソフトについては、事前に担当職員と協議すること)

PDFデータ

(オリジナルファイルとあわせて提出すること)

業務管理ファイル (Microsoft Excel)

(詳細は(3)に記載)

#### (2) ウイルス対策について

電子媒体提出前に、最新ソフトでのウイルスチェックを行い、納品する媒体のラベルにウイルスチェックに関する下記の情報を記載すること。

①使用したウイルス対策ソフト名

②ウイルス (パターンファイル) 定義点月日またはパターンファイル名

③チェック年月日

#### (3) 業務管理ファイル

以下に示す様式の業務管理ファイル (エクセル形式) を作成し、電子媒体に格納すること。

業務番号 業務名	第 号 (※1) 下水道管路施設耐震診断調査業務その〇 (※2)			
受注者	□□□□コンサルタント株式会社 (※3)			
	主任技術者：(※3)		連絡先：(※3)	
TECRIS 登録番号	※4			
ソフトウェア 情報	番号	ソフトウェア 名称	バージョン 情報	備考
	①	※5	※6	
	②			

・  
・

ソフトウェアが増えるごとに、表を下に追加して記載すること。

記載欄	記載内容
※1	契約年度（西暦下2桁）と業務番号（4桁）を記入する。 （例：2026年の業務番号101番→「260101」）
※2	契約上の業務名称を記入する。
※3	企業名、配置した主任技術者、連絡先を記入する。（略称不可）
※4	一財)日本建設情報総合センターが発行する業務カルテ受領書に記載される番号を記入する。
※5	ソフトウェア名を記入する。 （使用したソフトウェアのすべてを記載すること。）
※6	ソフトウェアのバージョンを記入する。

## 第7章 参考図書

### 7.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 札幌市下水道設計標準図
- (2) 管きよの設計要領（札幌市下水道河川局事業推進部）
- (3) 札幌市道路占用規則等
- (4) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (5) 下水道維持管理指針（       "       ）
- (6) 小規模下水道施設マネジメント指針と解説（       "       ）
- (7) 下水道管路施設設計の手引（       "       ）

- (8) 下水道施設の地震対策マニュアル (      "      )
- (9) 下水道施設の耐震対策指針と解説 (      "      )
- (10) 下水道施設耐震計算例－管路施設編 (      "      )
- (11) 下水道推進工法の指針と解説 (      "      )
- (12) 下水道管路施設ストックマネジメントの手引き (      "      )
- (13) 水理公式集 (土木学会)
- (14) コンクリート標準示方書 (      "      )
- (15) 土木工学ハンドブック (      "      )
- (16) トンネル標準示方書 (シールド工法編)・同解説 (      "      )
- (17) トンネル標準示方書 (山岳工法編)・同解説 (      "      )
- (18) トンネル標準示方書 (開削工法編)・同解説 (      "      )
- (19) 地盤工学ハンドブック (地盤工学会)
- (20) 河川砂防技術基準 (国土交通省)
- (21) 道路技術基準通達集 (国土交通省)
- (22) 道路構造令の解説と運用 (日本道路協会)
- (23) 道路土工－仮設構造物工指針 (      "      )
- (24) 道路土工－軟弱地盤対策工指針 (      "      )
- (25) 道路土工－カルバート工指針 (      "      )
- (26) 共同溝設計指針 (      "      )
- (27) 道路橋示方書・同解説 (      "      )
- (28) 水門鉄管技術基準 (電力土木技術協会)

## 第8章 業務カルテの作成・登録

### 8.1 業務カルテの作成・登録

受託者は、業務の受注・完了時の消費税等相当額を含む契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報入力システム (TECRIS) (一財) 日本建設情報総合センター) に基づき、「業務カルテ」を作成し担当職員の確認を受けた後に、(一財) 日本建設情報総合センターに提出するものとする。

また、(一財) 日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを担当職員に提出すること。提出期限は下記のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後15日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後15日以内とする。
- (3) なお、業務履行中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から15日以内に変更データを提出しなければならない。

## 第9章 安全対策関係

### 9.1 交通管理

本業務の現地作業における交通管理として、下表に示す人員を見込んでいるが、現地  
の状況、その他関係機関との協議により数量の増減、追加等が生じた場合には別途協議する。

作業項目	交通誘導 警備員A	交通誘導 警備員B
現地踏査及び現地作業	2人/日	2人/日

交通誘導警備員Aについては、次項における1級又は2級検定合格警備員とする。

市街地とは人口集中地区（DID地区）及びこれに準じる地区を指す。

現道に係わる現地踏査及び現地作業路線においては、交通誘導業務は原則として、警備  
業の認定を受けている会社に所属する警備員が行わなければならない。

### 9.2 市街地及び公安委員会認定路線の交通誘導警備員の資格について

本業務にて市街地及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線  
に係わる作業を行う場合、配置する交通誘導警備員は警備業法に定める警備員であって、  
下表に示す交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格者を配置すること。

資格	確認資料
交通誘導警備業務に係る1級又は 2級検定合格警備員	交通誘導警備業務に係る1級又は 2級検定合格証明書（写し）

交通誘導警備員の配置に当たっては、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1級又は2  
級検定合格警備員を1人以上とすること。

交通誘導警備員としての資格等を確認できる資料を提出すること。

公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線については、北海道警  
察本部ホームページによる。

市街地（公安委員会認定路線を除く）において交通誘導警備業務を行う場合で、検定合  
格警備員の配置が困難な場合は、その理由書と交通処理計画を業務監督員と協議し、対応  
を協議しなければならない。

別紙 資格要件

本業務の主任技術者及び照査技術者は、下記の資格要件を満たす者とする。

- (1) 主任技術者は、資格要件分類表の資格要件(Ⅱ)の要件を満たす者とする。
- (2) 照査技術者は、資格要件分類表の資格要件(Ⅰ)の要件を満たす者とする。
- (3) 主任技術者及び照査技術者は上記(1)、(2)に加え、下水道法に規定された要件も満たす者とする。

表－1 資格要件分類表

要件分類	資格
資格要件(Ⅰ)	技術士《建設、上下水道、総合技術監理(建設、上下水道)部門》、RCCM(同種・類似業務の履行経験がある)のいずれかの資格保有者
資格要件(Ⅱ)	技術士《建設、上下水道、総合技術監理(建設、上下水道)部門》、RCCMのいずれかの資格保有者か建設コンサルタント等業務について(大卒:13年、短大・高専卒:15年、高卒:17年)以上の実務経験を有する者

表－2 下水道法に規定された資格要件(下水道法施行令第15条第1項の一部を抜粋)

1. 学校教育法による大学(短期大学を除く。)の土木工学科、衛生工学科若しくはこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目を修めて卒業した者又は旧大学令による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。
  - イ 計画設計(事業計画に定めるべき事項に関する基本的な設計をいう。以下この条において同じ。)を行わせる場合 五年以上下水道、上水道、工業用水道、河川、道路その他国土交通大臣が定める施設(以下この条において「下水道等」という。)に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者  
(以下、省略)
2. 学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科、電気工学科、機械工学科又はこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。
  - イ 計画設計を行わせる場合 六年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、三年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者  
(以下、省略)
3. 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。第十五条

の三第三号において同じ。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において土木科、電気科、機械科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。同号において同じ。)であつて、イからハマまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハマまでに定めるものであること。

イ 計画設計を行わせる場合 八年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、四年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(以下、省略)

4. 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校において土木科、電気科、機械科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、イからハマまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハマまでに定めるものであること。

イ 計画設計を行わせる場合 十年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、五年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(以下、省略)

5. 日本下水道事業団法施行令(昭和四十七年政令第二百八十六号)第四条第一項の第一種技術検定に合格した者であつて、イからハマまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハマまでに定めるものであること。

イ 計画設計を行わせる場合 三年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(以下、省略)

6. (省略)

7. (省略)

8. 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)の規定による第二次試験のうち国土交通大臣が定める技術部門に合格した者(国土交通大臣が定める選択科目を選択した者に限る。)であること。

9. (省略)

10. 国土交通省令で定めるところにより、前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。